

内閣府特命担当大臣（防災）

二之湯 智 様

令和4年3月福島県沖を震源とする  
地震に係る緊急要望書

令和4年3月19日

福島県知事 内堀 雅雄

令和4年3月16日に発生した福島県沖の地震は、最大震度6強を記録し、県内全域が非常に激しい揺れに見舞われ、この地震によって、尊い人命が失われました。

また、県内の約10万戸で停電が発生したほか、道路・橋梁・港湾施設、住宅、事業所・商業施設、農林水産関連施設、病院・社会福祉施設、学校教育施設・文化施設、交通機関等に甚大な被害が及び、住民生活や経済活動は深刻な打撃を受けるとともに、県民は大きな不安を抱えております。

こうした中、災害対策本部を設置し、総力を挙げて応急復旧作業、被災者支援等に取り組んでいるところですが、当県は、東日本大震災及び原子力災害からの復興の途上であることに加え、令和元年東日本台風や令和3年福島県沖地震、新型コロナウイルス感染症への対応など、度重なる困難に直面しており、県民の心が折れることのないよう、一刻も早い復旧に向けて、政府による緊急かつ重点的な御支援が極めて重要です。

つきましては、今回の深刻な事態に対応するため県内全市町村に災害救助法を適用したところですが、現時点で判明した被害を踏まえ、以下のとおり、特段の御配慮と御支援について、昨年2月の地震に係る重要な支援策をまとめていただいた時と同様に、スピード感をもって御対応いただきますよう要望いたします。

## 1 被災者の生活再建の支援について 【内閣府】

災害救助法における応急救助について、東日本大震災、令和元年東日本台風及び令和3年福島県沖地震を踏まえ、万全の救助を行うことができるよう、生活再建に必要な住家の被害認定調査業務や罹災証明書発行業務に係る費用も含め十分な予算確保を図ること。

## 2 インフラの復旧等に対する支援について

**【内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、  
農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】**

当県においては、東日本大震災や令和元年東日本台風等からの復興を進めている中、昨年2月にも福島県沖を震源とする平成23年東北太平洋沖地震の余震とされる最大震度6強を記録する地震に見舞われました。

昨年2月の地震による被害から当県が復旧を進めている公共土木施設においては、いまだ復旧工事の未完了な箇所が約7割にのぼる中、今回の地震により生活の基盤となる道路を始め、橋梁や港湾施設等に改めて甚大な被害が生じていることから、財政負担を軽減するため、災害復旧事業や災害廃棄物処理事業等に対する国庫補助・負担率の嵩上げ及び地方交付税等による被災自治体への十分な財政支援を行うこと。

また、災害復旧工事の早期実施に向け、災害査定業務の迅速化及び事務手続きの簡素化を図ること。

さらに、被災規模が大きく早急に対応が必要となる箇所については、早期復旧を図るため、技術的な支援等を行うこと。

## 3 被災中小事業者等の早期復旧に向けた支援について

**【内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、  
経済産業省、観光庁】**

被災した中小事業者等は県内の広域に及び、その中には東日本大震災や昨年2月の地震等による被害からの復旧・復興が途上の事業者も含まれており、工場、店舗、旅館・ホテル、観光施設のほか、農林水産関連施設、病院・社会福祉施設、学校教育施設・文化施設等幅広い事業所の早期復旧を支援するための財政措置により、被災中小事業者等の事業再開・継続に向けた支援策を講じること。

#### 4 被災地域の負担軽減等に係る財政措置等について

【内閣府、総務省】

被災地域の早期復旧を図るとともに、被災者等の負担の軽減に必要な財政需要に的確に対処できるよう、特別な地方財政措置を講じること。

特に、防災・安全交付金による屋根の耐風診断及び耐風改修に関する事業に係る地方負担分について、特別交付税の対象とすること。

#### 5 防災・減災、国土強靱化の加速化への支援について

【内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

地震災害や気候変動に伴い頻発・激甚化する大規模自然災害による被害を限りなく最小限に抑え、県民の安全・安心の確保を図るためには、防災・減災、国土強靱化の取組を更に強化することが必要であることから、大規模地震対策等に必要となる十分な予算を確保すること。

また、「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」を計画的に進めるため、必要な予算を別枠で措置するとともに、実施期間までの5か年総額で確保すること。

#### 6 原子力発電所の安全確保等について

【内閣府、経済産業省、原子力規制委員会、原子力規制庁】

今回の地震による原子力発電所への影響について、県民目線に立った迅速かつ正確で分かりやすい情報発信を徹底し、県民の不安解消に最大限努めるよう、東京電力を指導・監督するとともに、国自らも取り組むこと。